

平安貴族社会における政務執行体制の一側面——六勝寺奉行を中心に——

上島 理恵子

はじめに

日本の中世における政務執行体制を考える際の重要な役職の一つに奉
行の存在が指摘できる。奉行といえ、一般には、鎌倉期の朝廷におけ
る訴訟を司った職事・弁官や、鎌倉・室町幕府の実務に携わった奉行
人^②をまず思い浮かべる。しかし、その先行形態としての奉行は早く平安
時代には存在していたと考える。それが、中世成立期にあたる平安中期
に天皇・摂関・院の指示のもと朝廷の公事を共同執行していた一組の上
卿・弁・外記・史、時に蔵人・檢非違使などである。彼等は一般に古記
録上の用語を用いて行上卿・行事弁・行事などと呼ばれ、その執行方
法は研究者の各々の研究対象によって上卿制・行事所制・職事弁官政治
と様々に概念規定され、統一的な見解が出されているとはいえない^③。し
かし当時の古記録を検索してみると、

着陣、有直物四人、右金吾奉行、

〔真信公記抄〕承平元年五月二十七日条

関白殿月来有御惱氣、仍上下辞関白并隨身官奏除目叙位奉行事
之表上、

〔左経記〕寛仁四年六月一四日条

臨時御読経行事弁忽申故障〔民部卿被惱云々〕、其替可奉行者、
仍可奉行之由令申、

〔左経記〕寛仁四年六月二〇日条

次有三陣定、治部卿俊実奉行、…〔中略〕…、先被定申河内国司条

事、当座予書上、依為吉書初、奉行上卿則被〔付〕頭中将了

〔中右記〕嘉承元年二月二日条

夜蔵人弁雅兼来仰云、庄園記録所上卿可奉行、

〔中右記〕天永二年九月九日条

参撰政殿申祈年祭上卿事〔付大宮大夫進盛定〕、仰云、右大

將、京極大納言、大宮大納言重可催申、…〔中略〕…、次参京極

大納言亭〔須下以召使申上也、而近代有別御定時、奉行外記可

参入申子細由、諸卿被仰云々〕、〔重憲記〕天養元年二月三日条

参円宗寺、日来最勝会今日結願、可奉行由、去夕依奉院宣

也、本弁重方俄所劳云々、…〔中略〕…、当寺奉行右少弁重方昨日

以後頓病、俄奉仰今日参向也、上卿大宮大納言、又依齋宮行啓前

駈、右兵衛督仮奉行之、

〔兵範記〕嘉応元年九月二十七日条

今日上皇尊号宣下如心徳例云々、…〔中略〕…、仍三条大納言〔実

房〕奉行

〔山槐記〕治承四年二月二十七日条

など、恒例行事から行事所が設置される臨時の大行事のみならず訴訟、
公卿議定など国政全般に至る政務執行方法を、「上卿・弁官ガ奉行ス」「上
卿・弁官ヲ奉行ス」「奉行ノ上卿・弁・外記」と表記されていることが多
数うかがえる。それゆえ、本稿では従来の規定を全てを含み込んだ概念

としてその執行人を奉行（個別には奉行上卿・弁・外記・史など）・執行方
法を奉行制（担当奉行制）と改めて定義づけし直したい。^④

その上で、平安期には他に例をみない一〇〇年間もの長期にわたる奉
行の人名が一括して確認できる良質の史料が残存する六勝寺奉行（中
も法勝寺奉行）の検討から、平安貴族社会における政務執行体制の側面
について明らかにしていきたい。六勝寺奉行に関する研究は、従来、仏
事（法会）の執行形態を論じる中で上卿・弁・史などの行事の存在を指摘
する程度であった。そして近年、岡野浩二氏が、上卿・弁官の成立時期、
彼らの法会執行、財源・寺領監督機能といった職務内容の解明、更には
平安末・鎌倉期の変質について明らかにされた。しかし、六勝寺の最盛
期ともいえる平安後期の奉行の実態についてはまだまだ論じ残された点
も多いと考える。そこで、氏の研究とも重複する点も存在するが、あえ
て奉行の実態といった基礎的考察から論じていきたい。^⑤

第一章 六勝寺奉行の基礎的考察

本章では、平安後期における六勝寺奉行の実態を明らかにしたい。そ
こで、まず奉行の全体像とその成立時期などの基礎的な考察を行いたい。

(一) 上卿・弁官とその成立時期

平安後期の六勝寺に上卿・弁官が補任されていた事実は、平信範の日
記『兵範記』から判明する。そこには円勝寺上卿、成勝寺上卿や円宗寺
上卿・弁、尊勝寺弁、最勝寺上卿、円勝寺上卿・弁、延勝寺弁の補任宣旨
^⑥、更には、法勝寺上卿の補任宣旨とともに平安後期の法勝寺上卿・弁の
歴名が詳細に記されている。以下がその史料である。

仰下事等、

仁安三年六月十八日 宣旨

大納言藤原朝臣宣_レ令_レ行_三法勝寺事_一、

藏人頭権右中弁平信範奉

上卿被_レ下_レ官、々注_三宣旨_一付_三其人_一敷、

承暦元年十二月当寺供養日、被_レ定_三上卿_一之後、代々奉行并弁官等、

九条太政大臣（彼時内大臣右大将） 春宮大夫公実

民部卿俊明 民部卿宗通

右衛門督頭通（中納言） 民部卿忠教

左大臣実能 内大臣公教（自_三大納言_一至于内大臣_二）

左大臣経宗（中納言） 大納言重通

内大臣忠雅 大納言公通

入道太相国清盛（自_三中納言_一至于内大臣_二） 大納言雅通

権大納言重盛 大納言師長

弁官

通俊 公定 為房 重資 顕隆

伊通 為隆 顕頼 公行 朝隆

光頼 範家 惟方 俊憲 貞憲

成頼 親範 朝方 時忠 信範

この歴名には、上卿が一六名・弁官が二〇名記されている。一方、表1・
表2は、法勝寺造営当初から平安末までの約一二〇年間にわたる記録類
から法勝寺上卿・弁官を全て検出し、その過程で判明した彼等の在職期
間等を記した表である。この表からは、上卿が二一名、弁官が二五名確
認できる。つまり、平安後期における法勝寺上卿・弁のほぼ八割が掲載
された先の歴名は、当該期の法勝寺上卿・弁を知る基本史料と位置づけ

表1 法勝寺上卿表

人名	家	初年	初見官職	初見年齢	初見出典	終年	終年官職	終年年齢	終年出典	在職年数	備考
源顕房	村上源氏	承保2年(1075)6月13日	権大納言	39	供(言)	承保3年(1076)8月25日	権大納言	40	阿	1	
藤信長	摂家相統孫	承保4年(1077)10月23日	内大臣	56	供(俊・言)	承暦元年(1077)12月18日	内大臣	56	供(言)		寛治2年(1088)11月17日叙従一位(朝旦)、同20日(太政大臣)致仕、寛治8年9月3日薨去(前太政大臣)
藤実季	公季公孫	承保3年(1076)7月23日	権中納言	42	阿	寛治5年(1091)(寛治元年(1087)9月22日)	大納言	57	為	15	寛治5年12月24日薨去
源俊明	醍醐源氏	寛治6年(1092)3月13日	権中納言	49	中	永久2年(1114)10月15日	大納言	71	中	23	永久2年(1114)12月2日薨去
藤宗通	頼宗公孫	永久3年(1115)10月25日	権大納言	44	中(仏)	保安元年(1120)5月15日	権大納言	47	中	3	保安元年(1120)7月22日薨去
源顕通	村上源氏	不明	中納言 ^カ			不明	権大納言 ^カ				保安3年4月 日薨去
藤忠教	摂家相統孫	大治2年(1127)2月8日	権大納言	59	長	保延2年(1136)正月29日	大納言	61	長	3	保延7年(1141)3月10日出家、11月 日薨去
藤実能	公季公孫	康治元年(1142)2月8日	権大納言	48	本	久安5年(1149)5月19日	大納言	54	本	7	久安6年(1150)8月21日任内大臣
藤公教	公季公孫	久安6年(1150)10月24日	権大納言	48	本	保元2年(1157)7月3日	権大納言	55	兵	7	保元2年(1157)8月9日蒙任大臣宣旨・同19日任内大臣
藤経宗	師実公孫	保元2年(1157)10月24日	中納言	39	兵	保元3年(1158)10月24日	権大納言	40	兵	1	永暦元年(1160)2月28日解官
藤重通	頼宗公孫	不明	権大納言 ^カ			不明	大納言 ^カ				永暦2年(1161)3月25日出家、6月5日薨去
藤忠雅	師実公孫	永暦2年(1161)7月3日	権大納言	38	問	応保2年(1162)7月3日	大納言	39	問	1	仁安2年(1167)2月21日任内大臣
藤公通	公季公孫	長寛元年(1164)7月3日	権大納言	47	問	不明					仁安2年2月11日辞之、承安3年薨去
平清盛	恒武平氏	長寛3年(1165)7月3日	権中納言	48	問	不明					仁安元年11月11日任内大臣、仁安2年2月11日任太政大臣
源雅通	村上源氏	仁安2年(1167)3月9日	大納言	50	兵	仁安2年(1167)7月15日	大納言	50	兵		仁安3年8月10日任内大臣
平重盛	恒武平氏	仁安2年(1167)9月21日	権大納言	30	兵	仁安3年(1168)6月17日	権大納言	31	兵		仁安3年12月13日依病辞退
藤師長	摂家相統孫	仁安3年(1168)6月18日	大納言	31	兵	仁安3年(1168)7月3日	大納言	31	兵・問		
平時忠	恒武平氏	仁安3年(1168)12月14日	権中納言	39	兵	嘉応元年(1169)10月28日	権中納言	40	兵		嘉応元年(1169)12月28日解見任、配流出雲国、安元3年(1177)6月1日有事、同2日配流備前国、7月13日於難波薨、先是出家、
藤成親	末茂流	承安元年(1171)7月3日	権中納言	34	問	承安4年(1174)7月3日	権中納言	37	問	3	寿永元年(1182)3月日辞職、依病也、5月24日依病火急出家
藤隆季	末茂流	安元3年(1177)7月3日	権大納言	51	問	治承5年(1181)7月3日	権大納言	55	吉・問	4	寿永2年11月8[28]日被停出仕、依義仲乱也、12月聴出仕
藤兼雅	師実公孫	寿永元年(1182)7月3日	権大納言	35	吉	寿永2年(1183)7月7日	権大納言	36	吉	1	本記事のみ。仮上卿の可能性もアリ。
藤頼実	師実公孫	寿永2年(1183)12月16日	権中納言	29	吉	不明					文治5年(1189)7月5日蒙任大臣宣旨、7月10日任右大臣
藤実房	公季公孫	元暦2年(1185)5月1日	大納言	39	吉	文治4年(1188)7月3日	大納言	42	法	4	

表2 法勝寺弁官表

人名	家	初見	初見官職	初見年齢	初見出典	終年	終年官職	終年年齢	終年出典	在職年数	備考
藤通俊	実頼公孫	承保3年(1076)5月28日	左少弁	30	阿	永保元年(1081)10月27日	右中弁	35	帥・水・一	5.5	永保3年(1083)10月1日、正四位上、法勝寺御塔行事賞、徳徳元年(1084)6月23日任参議、同日転右大弁
藤公定	実頼公孫	徳徳3年(1086)10月24日	権左中弁	38	二	不明					徳徳3年11月20日任参議
藤為房	高藤公孫	寛治元年(1087)4月23日	権左少弁	39	為	寛治6年(1092)9月22日	左少弁	44	中	5.5	寛治6年(1092)9月28日左遷阿波権守、依天台大衆訴也
源重資	醍醐源氏	寛治6年(1092)10月24日	右少弁	47	中	長治2年(1105)10月18日	左中弁	60	殿・中	13	長治3年(1106)12月27日任参議、同日転(左大弁)
藤顕隆	高藤公孫	嘉承元年(1106)9月22日	左少弁	35	中	永久2年(1114)3月10日	左中弁	43	中	7.5	永久3年(1115)4月2日服解(父)、8月13日転右大弁
藤伊通	頼宗公孫	永久3年(1115)10月24日	権右中弁	23	中	元永3年(1120)3月10日	権右中弁	28	中	4.5	永久3年8月13日任(権右中弁)「中弁直任例」・保安元年7月22日遭父(宗通)喪、保安2年(1121)6月27日復任
藤為隆	高藤公孫	不明				不明					保安3年12月17日任参議、同22日転任左大
藤顕頼	高藤公孫	大治2年(1127)3月10日	権右中弁	34	中	大治5年(1130)10月28日	右中弁	37	中	3.5	天承元年(1131)12月22日任参議、頭劣、去弁
藤公行	公季公孫	天承2年(1132)正月8日	左少弁		中	天承2年(1132)5月18日	左少弁		中		保延3年(1137)11[10カ]月6日任参議(于時去之)
藤朝隆	高藤公孫	康治元年(1142)12月29日	権右中弁	36	本	康治4年(1148)10月27日	左中弁	42	台	6	保延3年10月6日任右少弁・久安6年(1150)4月28日転右大、仁平3年(1153)閏12月23日兼任参議
藤光頼	高藤公孫	久安5年(1149)10月19日	権右中弁	26	本	久寿2年(1155)2月8日	権右中弁	32	兵	5.5	保元元年(1156)3月6日任参議
平範家	恒武平氏	仁平元年(1151)10月15日	右少弁	38	本	保元元年(1156)5月13日	右中弁	43	兵	5	保元元年9月17日転右大
藤惟方	高藤公孫	保元元年(1156)10月27日	権右中弁	32	兵	保元2年(1157)7月3日	右中弁	33	兵	1	保元3年2月21日辞弁、補藏人頭、8月10日任参議
藤俊憲	貞嗣御孫	保元3年(1158)7月3日	権右中弁	37	問	保元3年(1158)10月24日	権右中弁	37	兵		平治元年(1159)4月6日任参議、于時去之、12月10日解官、同22日配流越後国、同30日出家、同2年正月改越後国配流阿波国、2月日召返
藤貞憲	貞嗣御孫	不明				不明					平治元年12月10日解官、依父信西縁坐也、其後出家、依有兵死聞、不越流罪
藤成頼	高藤公孫	永暦元年(1160)7月3日	右少弁	25	山・問	永暦2年(1161)7月3日	権右中弁	26	問	1	仁安元年(1166)正月12日補藏人頭、6月6日叙従三位、8月27日任参議
平親範	恒武平氏	応保2年(1162)7月3日	左中弁	26	問	不明					長寛元年(1163)9月7日服解(父範家入道)、長寛3年正月23日任参議
藤朝方	高藤公孫	長寛2年(1164)7月3日	右中弁	30	問	長寛3年(1165)7月3日	左中弁	31	問	1	長寛3年8月17日転右大、仁安元年11月16日解弁、停頭(依五節不参也)
平時忠	恒武平氏	永万2年(1166)7月3日	右中弁	36	問	不明					仁安2年正月30日転右大、2月11日任参議
平信範	恒武平氏	仁安2年(1167)3月9日	権右中弁	56	兵	嘉応元年(1169)12月14日	権右中弁	58	兵	2.5	嘉応元年(1169)12月28日解官、配流備後国
藤長方	高藤公孫	嘉応2年(1170)5月3日	右中弁	33	問	承安2年(1172)7月3日	左中弁	35	問	2	安元元年(1175)12月8日転右大、藏人頭、安元2年12月5日任参議
藤経房	高藤公孫	承安3年(1173)6月6日	権右中弁	32	吉	治承5年(1181)6月22日	左中弁	40	吉	8	治承5年(1181)9月13日転右大、12月4日任参議、転左大
藤兼光	内磨公孫	治承5年(1181)6月22日	右中弁	37	吉	寿永2年(1183)7月7日	左中弁	39	吉	2	寿永2年(1183)12月10日転右大、即任参議
藤定長	高藤公孫	元暦2年(1185)5月1日	右少弁	37	吉	文治5年(1189)7月3日	左中弁	41	問	4	文治5年(1189)7月10日転右大、任参議
藤親雅	高藤公孫	建久元年(1190)7月3日	左中弁		問	不明					建久元年(1190)10月27日転右大、建久4年正月8日叙従三位

【出典】：供(言)：『法勝寺供養記』(法勝寺金堂造営記(通言記))、阿：『承保三年法勝寺阿弥陀堂造立日時定記』(通言記)
 供(俊)：『法勝寺供養記』(通俊脚記)、為：『為房脚記』、中：『中右記』、中(仏)：『中右記』(仏事部類)、長：『長秋記』
 本：『本朝世紀』、兵：『兵範記』、問：『法勝寺御八講問答記』、吉：『吉記』、帥：『帥記』、水：『水左記』、扶：『扶桑略記』
 一：『一代要記』、二：『後二条師通記』、殿：『殿暦』、台：『台記』、山：『山槐記』

ることができる。

そこです、この歴名・表1・表2を材料に、法勝寺上卿・弁の人名を確認する。すると、上卿で一名の齟齬に気づく。それは、歴名では二代目の上卿が「春宮大夫公実」とされているが、表1では藤原実季となっている点である。実季が承保三年（一〇七六）七月二三日から寛治五年（一〇九一）までの一五年間、法勝寺上卿であったことは事実として確認できる。対して、公実が法勝寺上卿を勤めた記事は管見の限りでは、検出できない。すなわち、歴名の「春宮大夫公実」ではなく「按察使実季」と訂正すべきである。一方、弁官は、歴名の二〇名全てが表2の人物と合致した。つまり、平安後期における法勝寺上卿・弁の存在とその人名が全て確定できたことになる。

次に、法勝寺上卿・弁の成立過程（設置時期）を、歴名中の「承暦元年十二月当寺供養日、被_レ定_二上卿_一之後、代々奉行并弁官等」とある一文から考えたい。この文からは、平信範が(1)「上卿」と「奉行」とを意識的に区別していること、(2)「奉行」が歴名中の公卿を示していること、の二点が読みとれる。この事実をもとに、藤原信長・藤原実季の職務内容と在職期間を概観したい。信長の初仕事は承保四年一〇月二三日に行つた落慶供養の日時・僧名定であり、最後の仕事は同年一二月一八日の落慶供養式終了後、内裏右仗座で非常赦詔書の草案を奏聞・下行したことであった。それに対して、実季は、信長より一年以上も早い承保三年七月二三日から寛治五年までの一五年間法勝寺の寺務を勤め、落慶供養の当日（以下供養日と略す）までは一貫して造営実務を司つた。つまり両者の在職期間が重なる承保四年一〇月から供養日までの二ヶ月間、供養日関係は信長が、それ以外の造営実務は実季が分担していたのである。更に、表1の在職年数欄をみると、信長のように数ヶ月単位で上卿を勤める例は特異であった¹²⁾。つまり、信長は供養日のために特別に任じられ

たのであり、歴名では供養日を担当した信長を「上卿」と、長期間寺務を担当する実季以下を「奉行」と記したことがはっきりする。ここから、先の一文は、「承暦元年一二月一八日が法勝寺供養日である。その供養日のために藤原信長を上卿に補任した。そして承保四年一〇月に供養日上卿が定められて以後、法勝寺の寺務を司つた代々の奉行・弁官を以下に記した」と解釈できる¹³⁾。すなわち、この一文によって、奉行である法勝寺上卿・弁は、供養日以前の寺の造営段階から補任されていたことがわかった。

(二) 上卿・弁官以外の奉行とその成立時期

次に上卿・弁官以外の奉行を検討したい。その存在が確認できるのは、供養日に行われる勸賞である。六勝寺造営での勸賞記事は法勝寺・尊勝寺の二寺で具体的に確認できる¹⁴⁾。ここでは、堂塔の造進者・大工・仏師に続いて、造営実務を司つた上卿・弁以下の人々が記された。法勝寺では「行事史延引（行力）不_レ申_二叙爵_一、以_二盛宗例_一可_レ申_二受領_一云々¹⁵⁾」。「従五位下宮道朝臣義式（行事檢非違使如_レ元¹⁶⁾」であり、尊勝寺では「右衛門志中原資清（行事、檢非違使¹⁷⁾」・「（前略）、左（右カ）少史中原信俊、已上三人可_レ随_二追申請_一之¹⁸⁾」である。両寺ともに史・檢非違使が供養日に勸賞を受けたという事実は、彼等も又、造営段階から補任されていたと判明する。

更に、外記・官掌も確認できる。康和三年（一一〇一）一〇月の大乘会の際には「外記宗基持_二来法勝寺見參_一¹⁹⁾」とあり、又、翌四年正月修正会にも「外記宗基法勝寺修正之見參持来²⁰⁾」とある。時期を異にする法勝寺の両仏事で外記宗基が内覧藤原忠実の許に見參を持参しているのである。ここから、外記も一人が一定期間継続して寺務を担当していたと考えられる。又、嘉保三年（一〇九六）の官掌光経の薨去記事には、「今日

一官掌光経俄死去（頓死云々、年六十四）、件光経補²²官掌²³後已及²⁴四十年、官中要人也、装束使・右宮城・造八省・潔斎・法勝寺等奉行者也」とあり、ある期間継続して任につく装束使・造八省等の役職とともに、法勝寺が記されている。ここから、官掌光経も一定期間法勝寺の寺務を継続して司ったと思われる。つまり、外記・官掌は供養日の後、仏事が整備されていく段階で補任されたと推測できる。

(三) 上卿・弁官の在職期間

まず、表1・表2の初見・終年・在職年数欄から、法勝寺上卿・弁の在職期間を確認すると、上卿・弁ともに一年程度で交替している一二世紀半ばの一〇数年間を除くと、大半の人物が、最低でも二〜三年以上は継続して奉行を勤めていたことがわかる。只、個別にみると、例えば、上卿では藤原実季の一五年、源俊明の二三年、藤原隆季の四年、弁官では藤原為房の五年半、源重資の一年、藤原経房の八年等と各人で相当の開きがある。そこで、表の終年・備考欄から交替理由を見ると、上卿では、藤原実季〜藤原忠教までは本人の死去であり、藤原実能・藤原公教は内大臣に任じられたためであった。又、藤原成親は鹿ヶ谷事件に与り免職・配流、藤原隆季が病、藤原兼雅が木曾義仲の乱に伴う出仕停止、藤原実房は任右大臣と理由が推定できる。一方、弁官では、藤原通俊を始め半数の九名は大弁・参議への任官、藤原為房以下二名は解官、藤原顕隆以下二名は肉親の服解、藤原経房は藏人方の職務繁多のためであり、藤原朝隆以下残り四名は不明であった²⁵。つまり、法勝寺上卿・弁には実質的には任期が存在せず、健康状態、或いは政治的等の明確な理由がある場合に限り交替したのである²⁶。只、平安後期の政務執行体制面から考えると、上卿・弁官が行事所などが設置される公事を担当した場合でも、同一の職務を勤めるのは数ヶ月、多くても一年程度が通常であつ

た。それに対し、法勝寺奉行は最低でも二〜三年は勤め、多い場合では二三年にも及んでいるのである。すなわち、法勝寺奉行のような政務執行体制は当時ではかなり特異な存在であつたといえる。

(四) 上卿・弁官の出身家・年齢

最後に、表1・表2から法勝寺上卿・弁を輩出した家も見ておく。上卿二〇名の内訳は、頼宗・師実公孫を含め撰家相続孫が七名、公季公孫が五名、桓武平氏が三名、末茂流・村上源氏が各二名、醍醐源氏が一名であつた。一方、弁官は全二五名の内、高藤流が一名、桓武平氏が四名、実頼公孫・貞嗣公孫（南家）が各二名、頼宗公孫・公季公孫・醍醐源氏・内磨公孫が各一名であつた。つまり、上卿は撰関家・清華家出身者で大半を独占しており、羽林家の者も若干含まれ、弁官は大半が名家の者であつた²⁷。このように同じ役職を同じ家の出身者で占めるということは、兄弟、或いは親子二代で上卿・弁を勤めた者が多数いたことを示している。更に、一〇代や六〇代以降の若・老年者は一人もおらず、優れた実務手腕を有する公卿・弁官が補任されていたことがわかる。

第二章 六勝寺奉行の職務内容

本章では、法勝寺を中心に創建当初から平安末までの約一二〇年間に、奉行が司った寺務を具体的に検討しその執行方法を当時の政務執行体制の中で位置づけたい。

(一) 造営

法勝寺は、承保二年（一〇七五）六月一三日に建立が開始された。当日の記事には、上卿権大納言源顕房・左大史小槻孝信が寺に参向したこと、

弁官が近々決定されること等が記されている。²⁷⁾そして、二年半後の承暦元年（一〇七七）二月一日に開催される落慶供養にむけて、奉行は様々な造営や準備を進めた。²⁸⁾

まず、供養日までを内容で整理すると以下の三つに分類できる。(1)は造営開始から御仏安置に至る造営全般、(2)は供養日の準備段階から式当日を含む供養式全般、(3)は供養日を滞り無く終了させるための周辺実務である。そこで、各段階の奉行の活動を考えてみる。(1)では承保二年七月から八月にかけて、上卿源頭房は左大臣藤原師実を始め官人等とともに、金堂の木作始・築壇始・立柱上棟・御仏始に参列した。²⁹⁾翌年の半ばには、上卿・弁が阿弥陀堂建立日時を陰陽寮に命じた。³⁰⁾そして、供養日の半年前に当たる永保四年五月、上卿藤原実季は仏座光・御仏を金堂に渡す日時を奏聞し、翌六月に仏座光を、八月には御仏を、上卿・弁・史によって金堂・講堂に安置した。³¹⁾これは堂舎がある程度完成し、造営の中心が内部の荘厳へ移ったことを意味している。しかし、一月下旬になると、上卿藤原実季は寺で天皇の使者から金堂の御仏配置の改直を命じられ、改直理由を行事の失錯と述べられた。³²⁾ここからは、上卿・弁が造営に関わる人々の統率、造営実務全般に全責任を負うべきだと認識がわかる。³³⁾

次に(2)と(3)について。(1)に目途がついた永保四年一〇月には、(2)の準備が開始され、供養日上卿内大臣藤原信長や関白藤原師実が準備を行っている様子が確認できる。³⁴⁾又、併行して(3)も行われた。ここでは、奉行弁藤原通俊が供養日以前に方違行幸を行うか否かを議論した公卿僉議の結果を奏聞したり、奉行上卿藤原実季が仗座で供養の無事を祈る十一社御読経の僧名を定めた。³⁵⁾そして、(2)の供養日を迎える。式進行は関白藤原師実が司り、奉行弁藤原通俊等は関白の指示に従い参列僧の指揮を勤めた。一方、供養日上卿藤原信長は、奉行弁藤原通俊等の官人に、非常

赦・賑給・寺司の補任・勲賞・寺への封戸の施入を命じた。³⁶⁾それに対して、奉行上卿の供養式への関与は確認できなかった。しかし、延勝寺供養日では、奉行上卿が、供養日上卿から式次第を尋ねられ、法皇と折衝し返答した事実や先例となる六勝寺供養式の内容を熟知していた様子が確認できる。³⁷⁾

加えて、円宗寺を含む他の六勝寺の造営状況も確認しておく。まず尊勝寺・最勝寺・延勝寺では、(1)は奉行が、³⁸⁾(2)は、尊勝寺では摂関・大臣が、最勝寺・延勝寺では奉行上卿・大納言が指揮をとった。³⁹⁾(3)は実務自体が確認できなかった。一方、円宗寺・円勝寺・成勝寺では、事実記載のみで奉行の記事は検出できない。

つまり、造営期間中(1)・(3)の奉行は、通常は御願寺内に留まり、造営に従事する僧侶・工人等を統制し、堂塔の造営から御仏の配置といった内部荘厳に至るまで寺内整備一切の現場責任者として指揮を行うとともに、寺内での行事に参列したこと。更に、天皇・院・摂関の許に赴き、堂塔造営の開始や内部荘厳等主要な造営の進行状況を内覧・奏聞して指示を仰ぐとともに、内裏仗座で行われる造営関係の政務の奏聞や定心的役割を果たしたこと。一方、供養日の準備・運営(2)では、摂関や供養日上卿の指揮の下、上卿は裏方として、弁は実際に、実務に当たったことなどが判明した。なお、造営段階から存在を指摘した史の活動は上述の通りであるが、検非違使は全く確認できなかった。

更に、法勝寺では、供養日以後も塔・薬師堂・八角堂・常行堂などの造営が継続された。その内、奉行の活動は塔のみ確認でき、(1)にあたる築壇・居礎・心柱では奉行上卿・弁が、⁴⁰⁾(2)では大臣、奉行上卿・弁・史が任に付いた。⁴¹⁾つまり、供養日以後の寺内造営での奉行の活動も、供養日以前と変化がないと理解できる。

(二) 仏事

供養日の後、寺務の中心は造営から仏事の整備へと移行した。法勝寺仏事は表3に示した通りである。つまり平安期の法勝寺では、阿弥陀堂・常行堂・金堂を中心に、修正会を始めとする現世利益を祈る仏事と、御念仏・御八講等の故人の追善を行う仏事の恒例九仏事が継続的に実施された^⑤。そこで、奉行の活動が確認できる仏事準備段階・仏事当日の二期に分けて考察したい。

まず、仏事準備段階では、参列僧や僧の役職等、いわゆる僧名の決定が奉行の中心職務であった。その方法は次の二つに分類できる。第一は「法勝寺御八講僧名、寺家請定注文、申院了^⑦」とある、寺の申請を奉行弁が直ちに院へ奏聞し、院が御教書や院宣を発給して決定する方法である(以下、A方式と呼ぶ)。阿弥陀堂御念仏・卅講・御八講・孟蘭盆会・常行堂御念仏の五仏事がA方式で決定された。次いで第二は「頃之大理参着仗座^①、先令^②藏人左衛門尉資経披^③奏法勝寺大乘会僧名可^④定申^⑤由^⑥、勅可^⑦之後移^⑧端座^⑨、召^⑩官人^⑪令^⑫敷^⑬膝突^⑭、次召^⑮下官^⑯、被^⑰仰^⑱例文硯等事^⑲、退入^⑳仰^㉑史^㉒、々二人持参^㉓、上卿先見^㉔僧名^㉕、被^㉖下^㉗匠作^㉘、次開^㉙例文^㉚与奪^㉛、匠作執筆書了^㉜、僧名令^㉝奉^㉞上卿^㉟、次令^㊱下官奏聞^㊲〈内覧申請之^㊳、返給仰令^㊴廻請^㊵、次上卿被^㊶下給^㊷之^㊸、下官結申^㊹、次於^㊺床子^㊻下大夫史^㊼了^㊽、大夫史下^㊾綱所^㊿了^①」とある、寺の申請を受け、奉行上卿・参議・弁・史が内裏仗座で僧名定を行った後、内覧・奏聞を経て決定する方法である(以下、B方式と呼ぶ)。これは、大乘会で採用された。なお、修正会(阿弥陀堂・金堂)・修二会の三仏事は、準備段階の記載がないため明らかにできない。更に、円宗寺を含む他の六勝寺仏事(表3)の準備段階でも、奉行の中心職務は同様に僧名の決定であった。その内、円宗寺御八講はA方式、円宗寺最勝会・法華会、尊勝寺灌頂、最勝寺灌頂は

B方式で決定されたことが確認できる。しかし、それ以外の仏事は準備段階の記載がないため不明であるが、修正会以外は、法勝寺仏事の決定方法を参考にするとA方式と推測できる。

つまり、六勝寺仏事の準備段階は、その大半がA方式で、法勝寺大乘会、円宗寺法華会・最勝会、尊勝寺灌頂、最勝寺灌頂の五仏事のみがB方式で執行されていた。そして、この五仏事に東寺灌頂・仁和寺観音院灌頂を加えた仏事は、院政期には僧侶の昇進に欠くことのできない特に重要な国家的仏事であると位置づけられている^⑤。これを参考に、奉行が行う僧名決定方法を当時の政務執行体制に照らして考えると、当時の政務の大半は、職事弁官政治と同様に、奉行が実務処理を担うA方式で行われていた。しかし、特に重要な国家的仏事がB方式、すなわち奉行上卿・弁・史が内裏仗座で定を実施する方式を採用したということは、B方式こそが当時の正式な政務執行方法だったといえるのである。

次に、仏事当日における奉行の職務内容を検討する。それを顕著に示す例は大乘会の「上卿大納言被^①着^②金堂西廊座^③、…(中略)…、此間上卿召^④外記^⑤、被^⑥問^⑦諸司堂童子^⑧、次召^⑨下官^⑩、被^⑪問^⑫僧徒参否^⑬、次申^⑭参集由^⑮、便被^⑯仰^⑰可^⑱打^⑲鐘之由^⑳、下官退去、仰^㉑行事史^㉒、々下^㉓知^㉔寺家^㉕」である。ここでは、上卿は役職者全員の出席確認と始行の合図を送ることで仏事全体を指揮し、弁は僧侶の参否の把握と始行の合図の伝達、すなわち、寺家内部の状況把握を主たる職務とした。一方、外記は諸司・堂童子の参否の把握に加え、前章でもふれたように仏事の終了後、参列者の見参を内覧・撰関の許へ持参する役割、つまり、官人(俗人)の把握を職務とした。又、史は弁から受けた始行の合図を寺家に伝達する役目、すなわち弁を補佐し寺家への事務連絡係を担った。更に、官掌は法勝寺大乘会、円宗寺法華会・最勝会、尊勝寺灌頂で参列が確認でき、史から始行の鐘を打つよう命じられ、それを寺家に伝達したり、

表3 円宗寺・六勝寺恒例仏事

寺名	仏事名	堂舎	月日	目的	起源
法勝寺	修正会	阿弥陀堂	1月6日	国家安寧・五穀豊穡	承暦2(1078)・正・8
	修正会	金堂	1月8日～14日	国家安寧・五穀豊穡	承暦2(1078)・正・8
	修二会	常行堂	2月8日	国家安寧・五穀豊穡	寛治7(1093)・2・8
	御念仏	阿弥陀堂	3月10日～12日		永保元(1081)・3・10
	世講	阿弥陀堂	5月1日～10日	天皇・院を初め人々の延命長寿祈念	天永2(1111)・5・21～6・3
	御八講	阿弥陀堂	7月3日～7日	白河院追善	天承元(1131)・7・3
	盂蘭盆	阿弥陀堂	7月15日	所生父母・七世父母への報恩	大治5(1130)・7・15
	御念仏	常行堂	9月22日～24日	白河天皇中宮(堀河院母后)賢子追善	応徳3(1086)・9・22
大乘会	金堂	10月24日～28日	聖朝安穩・天皇家の祖霊供養	承暦2(1078)・10・6～12	
円宗寺	修正会	金堂	1月8日～14日	国家安寧・五穀豊穡	延久3(1071)・正・8
	最勝会	金堂	2月19日～23日	鎮護国家	永保2(1082)・2・19
	御八講	講堂	5月5日～7日	後三条院追善	承保2(1075)・5・5
	法華会	講堂	12月19日	鎮護国家	延久4(1072)・10・25
尊勝寺	修正会	阿弥陀堂	1月6日	国家安寧・五穀豊穡	嘉承元(1106)・正・6
	修正会	金堂	1月8日～14日	国家安寧・五穀豊穡	康和5(1103)・正・8
	結縁灌頂	灌頂堂	3月24日	老若男女に仏縁を結ばせる	長治元(1104)・3・24(殿・中)
	盂蘭盆	阿弥陀堂	7月15日	所生父母・七世父母への報恩	天永2(1111)・7・15(中・永)
	御八講	阿弥陀堂	7月19日～21日	堀河天皇追善	天仁2(1109)・7・16
最勝寺	修正	金堂	1月8日～14日	国家安寧・五穀豊穡	元永2(1119)・正・8
	御八講	金堂	6月29(28)～7月2日	鳥羽院追善	保元3(1158)・12・14
	結縁灌頂	灌頂堂	12月15日	老若男女に仏縁を結ばせる	保安3(1122)・12・15
成勝寺	修正会	金堂	1月8日～14日	国家安寧・五穀豊穡	保延6(1140)・正・8
	御八講	講堂	8月23日～26日	崇徳院菩提	治承元(1177)・8・23
延勝寺	修正会	金堂	1月8日～14日	国家安寧・五穀豊穡	久安6(1150)・正・8
	御八講	金堂	7月23日	近衛天皇追善	保元元(1156)・7・23
円勝寺	修正会		1月11日	国家安寧・五穀豊穡	大治4(1129)・正・11

出典：『師遠年中行事』『師元年中行事』『年中行事秘抄』『師光年中行事』。

なお上記以外の書物から起源を確認した場合は、表の起源欄に書物名を明記した。

(殿：『殿暦』、中：『中右記』、永：『永昌記』)

最勝会では行事史や史生とともに僧侶への施物の検知をも司った⁵⁶。つまり、官掌は史を補佐する職務を担ったのである。一方、検非違使は法勝寺修正会・御念仏、円宗寺修正会の三仏事で参列が確認できたが、職務内容の記載はなかった⁵⁷。そして、法勝寺で確認できた仏事当日の各奉行の職務内容は、円宗寺を含む他の六勝寺仏事全てに共通していた⁵⁸。

(三) その他の寺務(人事・庄園関係など)

ここでは、造営・仏事以外の寺務について考えたい。そこで、当該期の記録類から可能な限り寺務を抽出し、寺ごとに一覧にしたのが表4である⁵⁹。表では、I僧侶の人事、II庄園関係(a相論、bその他)、IIIはI・IIに該当しないその他の寺務と三つに分類し、案件を列挙した。結果、その大半が人事や庄園関係の訴訟であることがわかった。

では、まず法勝寺について検討する。法勝寺では、Iが八件確認できた。そして、⑥の「参院、…(中略)…、法勝寺権都維那慶真可^レ執行一堂^一之由、被^レ仰下^一之、最舜・弁宗等申状所^レ執奏^一也、仍二堂執行下臈権寺主勝慶分、可^レ被^レ仰^レ彼慶真^一也」とあるように、奉行弁が、寺側の申請を受けて院に裁許を仰ぎ、その結果を寺側へ下知する方法で事案を処理をした。この方法は③・⑤でも同様である。又、④・⑦・⑧では奉行弁が院の仰を受けて寺側へ下知し、①では奉行上卿が院の仰を殿下に打診し、②では奉行弁が内覧の許へ結果報告に行っている。次にIIは、aが七件・bが一件の計八件が確認できた。その内、⑪(美乃国住人が訴人)を除いた七件の事例で寺側が訴人・申請者となっている。この場合も、⑭に、「参院、奏^三三ヶ条事^一、…(中略)…、法勝寺申為^二山僧^一可^レ燒^二大仏供庄^一之由令^レ議事、仰、積^レ習先輩猶致^三濫行^一歟(令^レど)、若乱入之輩悉可^レ擲進^一之由、下^二知庄家^一之旨、可^レ仰^レ庄也」とあるように、奉行弁が寺側の申請を受けて院に裁許を仰ぎ、その結果を寺側へ下知し

た。これは他の⑨・⑩・⑮・⑯でも同様である。又、⑫は奉行弁が院の仰せを、殿下へ伝達し、法勝寺が論人となった⑪でも、奉行弁が院の仰せを、殿下に内覧して処分を執行した。更に、Ⅲは二件が確認できた。⑰では奉行弁が院の仰を受けて、法勝寺のクルマカシが藤原忠実家政所に拘禁された理由を忠実へ尋ね、⑱は詳細は不明であるが、奉行弁が院に条々事を奏聞している。つまり、ⅠⅡⅢの寺務は、基本的には奉行弁が寺側の意見を朝廷側へ申請したり、朝廷内部の意見集約を行い寺側に下知し処理していたことが判明した。

又、円宗寺を含む他の六勝寺の寺務も見ておく。検出件数は法勝寺に比べ少ないが、尊勝寺のⅡ①・②・③の三件で、奉行弁が院・撰関との意見集約を行い、残り八件は、奉行弁が寺側の申請を受けて院・撰関へ奏聞しその命を寺側へ下知した。つまり奉行は、円宗寺以下の六勝寺の寺務も、法勝寺と同様に処理していたことが確認できた。

このように見てくると、本節で扱った寺務の主たる担い手は、奉行の中でも奉行弁であつといえる。確かに、当時、政務の大半は、天皇・院・撰関の命の下、弁が執行していた（いわゆる職事弁官政治）。しかし、内覧・奏聞・意見集約や実務執行等は、職事・弁官の本来の職務である。

この事実を参考に、表4の典拠欄を見ると、根拠となっている記事の大半が、撰関や当時奉行弁を勤めていた藤原為房・平信範・藤原経房の日記である。そのため、どうしても奉行弁の動きが目立つ事はやむを得ないと考える。加えて、当該期の公卿の日記『中右記』・『長秋記』・『山槐記』を見ると、各々の記主は六勝寺の寺務にはほとんど関与しておらず、数回反の上卿を司る程度であり、六勝寺奉行についての詳述はない。この事実も大変興味深い。もし、彼等が六勝寺奉行上卿を勤めていたならば、職務内容も詳細になり、現在我々が持つ奉行上卿のイメージとは随分異なった像が描けた可能性が高い。

表4 六勝寺寺務

分類	番号	年月	事項	出典	
法勝寺	I	① 嘉保3 (1096)・7・3	供僧還補事	後二條師通記	
		② 康和5 (1103)・7・17	金堂供僧補任事	殿曆	
		③ 仁安3 (1168)・6・18	住学生下知事	兵範記	
		④ 嘉応元 (1169)・6・26	権別当下知事	兵範記・人車記要目	
		⑤ 承安3 (1173)・6・20	入寺僧所望事	吉記	
		⑥ 承安4 (1174)・2・13	堂執行補任事	吉記	
		⑦ 承安4 (1174)・3・1 / 3・7	権寺主・都維那下知事	吉記	
		⑧ 治承5 (1181)・5・18	御導師下知事	吉記	
	II a	⑨ 寛治元 (1087)・7・17、20	葎(マ)申庄挾抄被擧取八幡庄神民事	為房卿記	
		⑩ 寛治元 (1087)・7・17、20	丹波庄住人二十三箇条愁事(瓦屋庄訴兼倫非法事)	為房卿記	
		⑪ 嘉保2 (1096)・正・29/2・13	美乃国法勝寺領住人凌轢神人事	中右記	
		⑫ 天永2 (1111)・12・25	丹波前司季房公文勘会之間、法勝寺御封未済未弁済事	殿曆	
		⑬ 仁安2 (1167)・⑦・3、21	法勝寺執行申寺家庄々訴条々事	兵範記	
		⑭ 承安3 (1173)・6・6	法勝寺申為山僧可焼大仏供庄之由令議事	吉記	
		⑮ 承安4 (1174)・2・11	法勝寺訴最勝光院庄事	吉記	
		II b	⑯ 承安4 (1174)・2・17	法勝寺阿波国便補重保事	吉記
			III	⑰ 康和5 (1103)・12・6	法勝寺車借拘禁事
		⑱ 仁安4 (1169)・2・23		条々事	兵範記
円宗寺	II b	① 承安4 (1174)・9・8	円宗寺講堂事	吉記	
		② 承安4 (1174)・9・8	円宗寺備後国御封五ヶ年未済事	吉記	
		③ 承安4 (1174)・9・8	円宗寺美作国便補保、為国司被宛山科御所材木事	吉記	
尊勝寺	II b	① 康和4 (1102)・9・9	新御願料倉事	殿曆	
		② 康和5 (1103)・10・12	尊勝寺御庄被寄事	殿曆	
		③ 嘉承元 (1106)・10・21	尊勝寺庄園公驗被本寺納事	永昌記	
		④ 仁安元 (1166)・10・23、30	尊勝寺近江・丹波国庄々大嘗会所課事	兵範記	
	III	⑤ 康和5 (1103)・11・27	尊勝寺文内覧	殿曆	
		⑥ 長治3 (1106)・正・17	尊勝寺栄爵中文内覧	殿曆	
		⑦ 永久4 (1116)・正・16	怪異出来	殿曆	
最勝寺	I	① 承安4 (1174)・8・5、13	最勝寺寺主・蓮華王院上座申相転事	吉記	

加えて、これら寺務の特徴は、一事案につき多くて二回、通常は一回しか検出できない。この事実は、奉行が事案を着実に解決した結果と推測でき、奉行の実務処理能力の高さがわかる。一方、寺家にとつては自身の主張を朝廷へ述べることのできる絶好の機会であり、朝廷側にとつても正しく裁許することで、寺家との安定関係を維持し、更には指導力・政治力を寺家側に印象づける重要な機会であったと考える。つまり、これらの寺務は朝廷・寺家双方にとり大変重要な政務であったと考える。

更に、検非違使別当を勤めた藤原宗忠の日記『中右記』永久二年(二二四)条より奉行検非違使の活動も確認できる。まず、法勝寺検非違使資清・宗実が扱った案件を概観すると、i 寺内・寺域内で発生した事件、ii 寺関係者(僧侶・俗人)が関与する事件、iii 寺領庄園の住人が関与する事件・相論の三つに分類できる。又、円宗寺検非違使経則は、i・iiに加え、iv 御封の催しをも司った。更に尊勝寺検非違使資清も、ii・iii・ivを行った。つまり、奉行検非違使は別当宗忠や院へ状況報告を行うとともに、彼等の命を受けて自ら現場に赴き、i~iiiであれば正確な事実確認、犯人の搜索・召取・詰問・投獄・原免を、ivであれば徴収を行うなど、当事者と直接に接触して寺務を遂行したのである。しかし、奉行上卿・弁と奉行検非違使がいかに連絡を取り合い寺務を執行したかは、史料がないために明らかにできない。又、外記・史・官掌が本節で扱った寺務へ関与したか否かも、記載がないため確認できない。

おわりに

以上、二章にわたって平安後期における六勝寺奉行の全体像とその職務を明らかにしてきた。最後に、六勝寺奉行の成立意義を考え、平安貴族社会における政務執行体制の側面としての六勝寺奉行について展望

しておきたい。

まず一世紀後半の朝廷と寺院との関係を従来の研究より概観しておく。当時は、興福寺・東大寺・東寺・延暦寺・園城寺などが、朝廷への嗽訴を頻繁に繰り返し始めた時期とされ、朝廷は嗽訴への対応を急務とした。しかし、寺院と個々に折衝する手段をほとんど失った状態であったと考えられる。なぜなら、両者を結ぶ役割を担う俗別当(公卿・官人別当)の大半が形骸化しており、又、機能していた寺院でも、俗別当は寺家と密接な関係を築いていた為である。このような状況下で、法勝寺は創建された。

法勝寺では、まず供養日以前に公卿・弁官・史・検非違使といった奉行を整備し、その後、供養日当日に寺僧を補任した。寺僧には、檢校に仁和寺御室法親王を据え、別当・権別当・上座には園城寺・延暦寺の長吏・座主を、又、供僧に園城寺・延暦寺に加え興福寺・東大寺・東寺の僧侶を任じた。つまり寺僧以前に官人である奉行が設置された事からも、法勝寺が朝廷主導で創出されたことがわかる。更に、朝廷へ嗽訴を行う南都・北嶺寺院の上層部の僧侶を寺僧組織に取り込むことが、寺院との関係を打開しようとする朝廷側の意図の現れであることや、寺内で実施される仏事を僧侶の昇進ルートに組み入れることで、南都・北嶺寺院を實質的に統括する場へと変化していった事も既に明らかにされている。

そして、その後も、朝廷は尊勝寺以下の六勝寺を次々に建立し、法勝寺と同様の奉行による伽藍・仏事の整備・執行、その他の寺務を行ない続ける。つまり、六勝寺奉行は、寺務万般を勤め、朝廷・寺院両者を安定的に結ぶ役割を求められた。だからこそ、当時の政務や行事を担当する一般的な奉行では考えられない、数年から十数年にもわたる年単位で在職する特筆すべき奉行となったのである。そして、白河院が創設し、基礎を固めた法勝寺奉行の構成員・在職期間・職務内容などあらゆる

る面において、平安期を通して尊勝寺以下の六勝寺に継承されたことにより、六勝寺奉行は平安貴族社会の政務執行体制の一側面として定着するとともに寺院政策の中軸を担う存在となったと評価できるのである。

注

- ① 藤原良章「公家庭中の成立と奉行―中世公家訴訟制に関する基礎的考察―」(『中世的思惟とその社会』吉川弘文館 一九九七年 初出は一九八五年)など。
- ② 佐藤進一「室町幕府開設期の官制体系」(『日本中世史論集』岩波書店 一九九〇年 初出は一九六〇年)、今谷明「室町幕府奉行人奉書の基礎的考察」(『室町幕府解体過程の研究』岩波書店 一九八五年)など。
- ③ 土田直鎮「上卿について」(『奈良平安時代史研究』吉川弘文館 一九九二年 初出一九六二年)、棚橋光男「行事所―院政期の政治機構―」(『中世成立期の法と国家』塙書房 一九八三年 初出一九七八年)、佐々木宗雄「十世紀の政務執行と王権」(『日本王朝国家論』名著出版 一九九四年 初出一九九〇年)、井原今朝男「日本中世の国政と家政」(校倉書房 一九九五年)、古瀬奈津子「平安時代の儀式と政務―古代から中世へ」(『日本古代王権と儀式』吉川弘文館 一九九八年)など。
- ④ 奉行の概念は『国史大辞典』「奉行」項目(五味文彦執筆)を初め様々な辞書項目で論じられている。
- ⑤ 海老名尚「中世前期における国家的仏事の一考察」(『寺院史研究』三号 一九九三年)など。岡野浩二「院政期御願寺の上卿・弁」(『平安時代の国家と寺院』塙書房 二〇〇九年)。
- ⑥ 『兵範記』仁安二年二月二三日条。
- ⑦ 『兵範記』仁安三年二月五日条。
- ⑧ 『中右記』嘉承二年正月八日条、『兵範記』嘉応元年九月二七日条などのように仏事名を明記した補任宣旨が存在する。これらは、奉行が仏事を執行できない場合の仮上卿・弁の補任宣旨であると考えられる。
- ⑨ 『兵範記』仁安三年六月一八日条。

- ⑩ 藤原実季が法勝寺上卿であると最後に確認できるのは、『為房卿記』寛治元年九月二二日条である。しかし、寛治六年正月八日の法勝寺修正会の際に、例年行われる音楽や呪師が実施されず、その理由が「是按察大納言(藤原実季)事也」(『中右記』)とあることや、同年三月一三日の御念仏結願時に、実季が薨去したため源俊明が替わって法勝寺上卿に補任されたとの記載がある(『中右記』)。ここから、実季は寛治五年二月二四日に薨去するまで法勝寺上卿を勤めていたと判断した。
- ⑪ 藤原公実(藤原実季の嫡男)であり、いつの時期にか親子間で混乱が生じ、結果として歴名に「公実」の名が記されたと推測する。
- ⑫ 藤原経宗(平時忠の在職期間については、本章(三)で述べる)。
- ⑬ 平信範は、歴名では「上卿」・「奉行」を区別し、「上卿」を供養日上卿に限定して用いたが、他(仁安三年六月一七日条など)では、奉行の公卿を上卿と記している。
- ⑭ 法勝寺は「水左記」『法勝寺供養記』承暦元年二月一八日条。尊勝寺は「殿暦」『中右記』「尊勝寺供養式」(二・三・六) 康和四年六月二九日条。
- ⑮ 『法勝寺供養記』(為房記) 承暦元年二月一八日条。
- ⑯ 『法勝寺供養記』(通俊記) 承暦元年二月一八日条。
- ⑰ 『尊勝寺供養式』(三)。
- ⑱ 『尊勝寺供養式』(三)。「追申請之」とあり、中原信俊は翌康和五年正月七日の除目で叙爵した(『殿暦』『中右記』)。
- ⑲ 『殿暦』康和三年一〇月二八日条。
- ⑳ 『殿暦』康和四年正月九日条。その他に『殿暦』同年正月二一・二四日条も参照。
- ㉑ 『中右記』嘉保三年九月二七日条。
- ㉒ 藤原信長は供養日上卿であることから、検討の対象からはずした。
- ㉓ 上卿では藤原経宗(平時忠の保元二年)・嘉応元年の二三年間、弁官では藤原惟方(平時忠の保元元年)・永万二年の一〇年間をさす。この間『兵範記』『山槐記』の残存が大変少なく、特に平治元年(永万二年)は『法勝寺御八講問答記』を主要史料としたため不明な点が多い。しかしこの時期が保元の乱に始まり、後白河院政が軌道に乗り始めたのと期を同じくして終了することから、奉行の在職期間の不安定さは政局の不安定さを如実に反

映した結果とも考える。

②4 例えば、藤原公定・藤原為隆・藤原公行のように記録の残存状況により在職期間を確定できない者もいる。しかし前任者の終年・後任者の初見より、少なくとも彼らが三年半は奉行弁を勤めた可能性が指摘できる。一方、藤原光頼・平範家は、在職期間が重複しており、両者の期間を明確に示すことはできない。

②5 法勝寺上卿・弁に名を連ねた顔ぶれは、白河・鳥羽・後白河院の院司・院近臣が大半である。しかし、彼らが藏人弁が発給した宣旨で補任されたこと・交替理由のほとんどが官職の変化などの政治的理由であったことから、彼らは国家の職務として法勝寺上卿・弁の任についたと考える。

②6 橋本義彦「貴族政権の政治構造」(『平安貴族』平凡社選書 一九八六年 初出は一九七六年)。玉井力「院政」支配と貴族官人層」(『平安時代の貴族と天皇』岩波書店 二〇〇〇年 初出一九八七年)。

②7 『百鍊抄』『法勝寺供養記』(法勝寺金堂造営記(通言記) 承保二年六月一三日条)。

②8 金堂・講堂・阿弥陀堂・五大堂・法華堂の五堂舎を始め、南大門・諸大門・廻廊・鐘楼・経藏・僧房の落慶供養が行われた。

②9 『法勝寺供養記』(法勝寺金堂造営記(通言記))。又、『水左記』『百鍊抄』『扶桑略記』『一代要記』にも随時記載がある。

③0 『承保三年法勝寺阿弥陀堂造立日時定記』(通言記) 承保三年五月二八日・七月二三日条。

③1 『法勝寺供養記』(法勝寺金堂造営記(通言記)) 承保四年五月二二日・六月一六日・八月二七日条。

③2 『法勝寺供養記』(記主不明) 承暦元年一月二四日条。

③3 『承保三年法勝寺阿弥陀堂造立日時定記』(通言記)「十一月」以降。本記事には年数が記されていないが、次の二点の理由から承暦元年条と考えた。(1)本記事の次が一月一八日の供養日記事であること、(2)本記事が註③2に関連していること、である。

③4 尊勝寺造営時にも、大仏師が御幸以前に御仏を堂舎に居えたことに対して、院が上卿・弁を勤発した(『殿暦』『中右記』『康和四年六月二九日条』)。

③5 『法勝寺供養記』(通俊卿記・法勝寺金堂造営記(通言記)) 永保四年一〇

月二三日・承暦元年一月二七・二八日条、『法勝寺供養記』(記主不明) 承暦元年一月一六日条など。

③6 『水左記』『法勝寺供養記』(記主不明) 承暦元年一月二三日条。

③7 『法勝寺供養記』(通俊卿記・法勝寺金堂造営記(通言記)) 承暦元年一月一三日条。

③8 『水左記』『扶桑略記』『承保三年法勝寺阿弥陀堂造立日時定記』『法勝寺供養記』 承暦元年一月一八日条、『法勝寺供養次第』など。

③9 『本朝世紀』久安五年三月二〇日条。

④0 尊勝寺は『殿暦』康和三年四月二八日条、『中右記』康和四年二月一日条・六月一六日条など。最勝寺は『中右記』永久六年二月二日条・元永元年七月二三日条など。延勝寺は『本朝世紀』久安二年八月一日条・久安三年六月一八日条など。

④1 尊勝寺は、『中右記』康和四年六月一八日条・『尊勝寺供養記』『殿暦』『中右記』『中右記目録』『長秋記目録』『百鍊抄』『一代要記』『帝王編年記』など。康和四年七月二一日条。最勝寺は『中右記』元永元年一〇月二二日条・『最勝寺供養式』『殿暦』『百鍊抄』『一代要記』『帝王編年記』元永元年一月二七日条。延勝寺は『本朝世紀』『百鍊抄』『一代要記』『帝王編年記』久安五年三月二〇日条。

④2 『百鍊抄』延久三年三月一八日条には「行事弁以「円明寺之上日」、可^レ用^レ結政上日^レ之由被^レ宣下」とある。円明寺とは、同年六月二六日に改称した円宗寺の旧名である。当時、円宗寺では前年一月二六日に供養日を終え、同三年正月八日に初めて金堂修正会を開催し、更に同年六月二九日に行われる常行堂・灌頂堂の供養の準備を進めていた。すなわち円宗寺奉行は、仏事の実務や更なる堂舎の整備等の寺務に奔走していた。そして、宣下された内容が、円明寺行事弁が寺で寺務を行う上日を、通常、弁官が朝廷の政務を行う結政への上日とみなすというのである。つまり、奉行が寺で造営実務を行うことが日常化していたことを示す。

④3 塔は永保三年一〇月一日に薬師堂・八角堂とともに一旦供養されるが、寛治七年七月一六日には「作直」された(『中右記』)。そして承徳二年一〇月二三日に再び供養が行われた(『殿暦』『中右記』『中右記目録』『長秋記目録』)。

- ④④ 『水左記』 永保元年八月二五日（築壇）、九月二六・二七日（居礎）、一〇月二七日（心柱）条。
- ④⑤ 永保三年の供養日記事には、奉行の記載が全くない。『中右記』 承徳二年一〇月一六日条。『殿暦』『中右記』『中右記目録』『長秋記目録』 承徳二年一〇月二三日条。
- ④⑥ 法勝寺では、恒例仏事に加えて、千僧御読経（『兵範記』 仁平二年二月二〇日条・久寿二年二月一日条など）・金泥一切経供養（『百練抄』 康和五年七月一三日条、『中右記』『長秋記』 長承三年二月一七日条など）・如説仁王会（『二代要記』 建久三年九月二八日条・建久七年七月一日条など）といった臨時仏事も折々に行われていた。
- ④⑦ 『兵範記』 仁安二年七月一日条。
- ④⑧ 『兵範記』 仁安三年六月一八日条・嘉応元年六月二〇日条。嘉応二年五月三日条。
- ④⑨ 阿弥陀堂御念仏は『吉記』 承安四年二月二八日条など。世講は『兵範記』 仁安二年四月二〇日条など。御八講は前掲註④⑧など。孟蘭盆会は『兵範記』 仁安二年七月一日条など。常行堂御念仏は『為房卿記』 寛治元年九月二〇日条など。
- ⑤① 『兵範記』 嘉応元年一〇月二四日条。
- ⑤② 僧名の定文は本来参議大弁が書いていた。しかし、参議の不参が恒常化するのにもない、奉行弁が記すことが一般化した（『中右記』（仏事部類 法勝寺大乘会） 永久三年一〇月など）。又、開催日である式日の変更される場合、僧名定と同形式の日時定が行われる場合もあった（『兵範記』 仁安二年一二月一七日条など）。
- ⑤③ 『中右記』 天永二年五月三日条、『永昌記』 天治元年五月五日条など。
- ⑤④ 最勝会は『中右記』 大治二年二月一九日条など。法華会は『中右記』 天永三年一二月二日条など。尊勝寺灌頂は『中右記』 嘉承三年三月二〇日条など。最勝寺灌頂は『兵範記』 仁安三年一二月一四日条など。
- ⑤⑤ 平雅行「中世移行期の国家と仏教」（同『日本中世の社会と仏教』 塙書房 一九九二年 初出は一九八七年）など。
- ⑤⑥ 『兵範記』 仁安二年一二月二日条。
- ⑤⑦ 大乘会は『兵範記』 仁安二年一二月二日条・嘉応元年一〇月二四日条。
- ⑤⑧ 法華会は『中右記』 天仁元年一二月二五日条。最勝会は『兵範記』 嘉応元年九月二七日条。灌頂は『兵範記』 仁安四年三月二七日条。
- ⑤⑨ 法勝寺修正会は『山槐記』 治承二年正月八日条。御念仏は『中右記』 永久二年三月九日条。円宗寺修正会は『中右記』 嘉承二年正月八日条。
- ⑤⑩ 『中右記』 元永三年三月二〇日条・大治二年一二月二〇日条など。
- ⑤⑪ その他にも①政・②新院の交替時の初御幸御祈・③水害防止等の寺務が確認できた。しかし、奉行の関与が認められなかったため、本節では検討の対象からはずした。又、円勝寺・延勝寺・成勝寺は、事案そのものが検出できなかった。
- ⑤⑫ 藤原宗忠が検非違使別当を勤めた事により、『中右記』 から院政期の別当の一端が明らかにされた事は周知の事実である。
- ⑤⑬ 三月九日条。
- ⑤⑭ i は三月四日・六日・二六日、五月九日・一〇日、九月二四日、十一月七日・八日・一六日、十二月一八日条。ii は四月四日・六日・七日・一三日・一四日・一八日・二〇日、七月一七日・二四日。iii は九月一日・一六日、二三日条。
- ⑤⑮ 八月一六日条。
- ⑤⑯ i は七月一七日・一八日・一九日条。ii は一二月二一日・二二日条。iv は一二月二九日条。
- ⑤⑰ ii は六月二一日・二二日・二四日・二六日・二七日・三〇日、七月二二日・二四日条。iii は五月一三日・一四日・一六日・一七日、六月五日・八日・一三日・一八日、七月一八日条。iv は六月一九日条。
- ⑤⑱ 美川圭「寺社問題から見る院政の成立」（同『院政の研究』 一九九六年 初出一九九四年）。
- ⑤⑲ 古瀬奈津子「殿上所充」小考」（『日本古代王権と儀式』 初出一九九二年） 下向井龍彦『水左記』にみる源俊房と薬師寺―太政官政務運営変質の一面―」（古代学協会編『後期撰関時代史の研究』 吉川弘文館 一九九〇年）など。
- ⑤⑳ 『水左記』『法勝寺供養記』 承暦元年一二月一八日条など。
- ⑤㉑ 前掲注⑤④。
- ⑤㉒ 山岸常人「法勝寺の評価をめぐって」（『中世寺院の僧団・法会・文書』

東京大学出版会 二〇〇四年 初出一九九八年。

(本学文学部非常勤講師)